

広 報

家畜衛生ますだ

令和5年10月

発行・編集 益田家畜保健衛生所（西部農林水産振興センター益田家畜衛生部）

〒698-0007 益田市昭和町13-1 益田合同庁舎1階

TEL 0856-31-9730 FAX 0856-31-9739

高病原性鳥インフルエンザについて

令和4年度シーズンは9月25日に野鳥、10月28日に養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生が確認されました。今年度においても令和5年10月4日に北海道美唄市で回収された死亡野鳥において、今シーズン初となる国内野鳥でのHPAIが確認されました。また、今後は渡り鳥が飛来するシーズンとなり、HPAIの発生により一層の警戒が必要となります。

家畜飼養者の皆様におかれましては、日々の多忙な業務の中、基準を遵守するためご尽力いただいているかと思いますが、**今一度、農場の飼養管理について再点検をお願いいたします。**

防疫対策徹底のポイント

01 重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に11月から翌年1月までは**重点対策期間**。

02 発生予防対策

①家きん飼養農場における発生予防の徹底

入出時対策: 消毒・更衣前後における**交差のない動線、明確な境界の確保**。

野生動物対策: 農場内の整理・整頓、堆肥舎や鶏糞排出口への**覆いの設置**。

入気口対策: 粉じん、羽毛等の取り込み対策に**野鳥避けの設置、フィルター設置**も検討。

②飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検

03 まん延防止対策

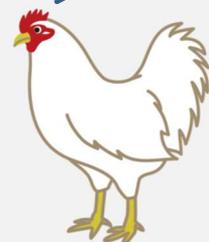
①毎日の健康観察、異状の早期発見&早期通報

②疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

04 監視体制、環境対策等

・農場周辺の水場、環境での野生動物対策。

ネズミや害虫の駆除、破損個所の修繕、農場及び共同施設への出入りの際の消毒などにも注意！



家畜防疫業務に係る班係別研修会について

令和5年8月28日から9月6日において家畜防疫業務に係る班係別研修会を実施しました。この研修会は、家畜伝染病発生時の初動防疫及びまん延防止措置を円滑に講じられるよう、県職員を対象に毎年実施しています。それぞれ担当となる班・係に分かれて、家畜保健衛生所職員が主体となり、業務内容の説明や、防疫服の着脱、消毒時に使用する動力噴霧器の使用方法、養豚場での疾病発生を想定した豚の殺処分方法等について実技演習を行いました。

万が一の疾病発生に備えた準備を引き続き行ってまいりますので、家畜飼養者の皆様におかれましても飼養衛生管理基準の遵守徹底にご協力よろしくお願いいたします。

研修会日程	班・係
8月28日	移動規制班、集合場所係、サポート係
8月30日	消毒警備係、評価班
9月5日	総務係、資機材確保係、動員調整係、畜舎作業係
9月6日	焼埋却調整係



【動力噴霧器の使用方法のレクチャー】



【防疫服の着脱】



【豚の殺処分デモ】

インボイス制度への対応について

令和5年10月1日からインボイス制度が開始され、県の手数料についてもインボイスの交付対象となります。つきましては、10月1日以降に益田家畜保健衛生所で実施した検査につきましては、検査に係る手数料の「適格請求書」を検査の回答書と共に皆様に送付させていただきます。「適格請求書」が必要となる方につきましては、各自保管頂きご活用ください。よろしくお願いいたします。

編集後記

普通二輪免許を取得して早2年、未だに走行距離は1000Km。本格的に寒くなる前にどこか遠くにツーリングに行きたいです。(門脇)